



72年の歴史に幕

武佐へき地保育所が26年度をもって閉所するため、閉所式が行われました。

修了児をはじめ、父母や地域の皆さん約50名が参加し保育所の閉所を惜しまれました。

修了児の5名は、4月からはそれぞれ町内の保育園に通います。

空とみどりの交流拠点

広報

中標津

No.628

なかしべつ



2015 平成27年

4

発行／中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

総務部総務課情報推進・広報調査係

☎0153-73-3111 ☎0153-73-5333

中標津町ホームページ

URL <http://www.nakashibetsu.jp/>

メール nakasi-t@arens.or.jp

携帯サイト <http://j.nakashibetsu.jp/>



中標津町の平成27年度予算が決まりました。4月から予算に基づき様々な施策を実行していきます。

中標津町の今年度の予算編成は、第6期中標津町総合発展計画の前期基本計画が平成27年度をもって終了することから、行財政全般について点検評価を行い、施策の優先度・緊急度・成果などを充分検討のうえ、平成28年度から始まる後期基本計画の実行を見据え取り組みました。

総合発展計画のテーマ「空とみどりの交流拠点・中標津」と、サブタイトルである、『人と産業が「あつまるまち」、人と自然が「つながるまち」、人との絆が「ひろがるまち」』を目指し、基本目標である①参画と協働で未来を築くまちづくり、②健やかでやさしいまちづくり、③力みなぎる産業のまちづくり、④利便性のある調和のとれたまちづくり、⑤安全・安心で快適なまちづくり、⑥人が輝き歴史と文化を育むまちづくり、を達成するため、一般会計予算では、前年対比4.5%増の141億600万円となりました。また、一般会計に国民健康保険事業など6つの特別会計及び病院・水道の企業会計を加えた全会計の合計では、前年対比4.2%増の263億7,216万円となりました。

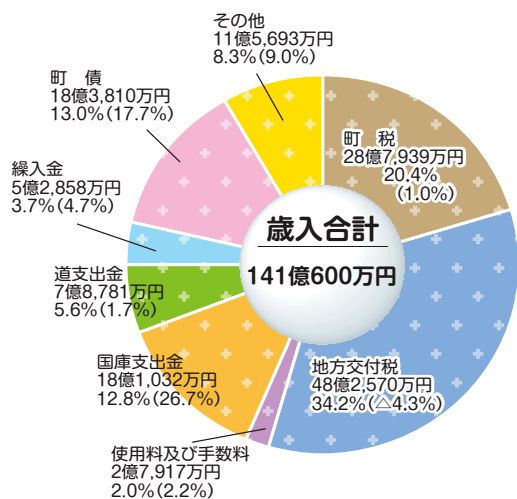
中標津町では、将来、誰もが住み慣れたまちで、元気で生きがいを感じ、共に支え合い、地域の資源と特性を活かし、活力あるまちづくりに努めていきます。

中標津町の予算規模

会 計 区 分		27年度予算	26年度予算	増 減 額	伸 率
一 般 会 計 (A)		141億 600万円	135億 円	6億 600万円	4.5%
特 別 会 計	国民健康保険事業特別会計	31億3,490万円	29億 286万円	2億3,204万円	8.0%
	後期高齢者医療特別会計	2億5,735万円	2億2,809万円	2,926万円	12.8%
	介護保険事業特別会計	13億3,374万円	13億 338万円	3,036万円	2.3%
	町営牧場特別会計	6,485万円	6,014万円	471万円	7.8%
	下水道事業特別会計	13億6,875万円	10億6,797万円	3億 78万円	28.2%
	簡易水道事業特別会計	4億6,190万円	3億5,670万円	1億 520万円	29.5%
	計 (B)	66億2,149万円	59億1,914万円	7億 235万円	11.9%
合 計 (A) + (B) (C)		207億2,749万円	194億1,914万円	13億 835万円	6.7%
病 院 事 業 会 計 (D)		49億3,338万円	49億9,301万円	△5,963万円	△ 1.2%
水 道 事 業 会 計 (E)		7億1,129万円	9億 5万円	△1億8,876万円	△21.0%
合 計 (C) + (D) + (E)		263億7,216万円	253億1,220万円	10億5,996万円	4.2%

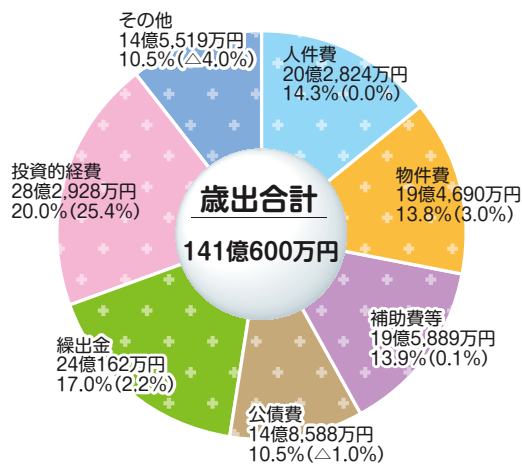


一般会計予算の内訳 ()内は対前年伸率



歳 入 (主な予算区分の説明)

- 町 税：町民の皆さんが納める税
- 地方交付税：全国どこでも公平なサービスが受けられるように、国が国税の一定割合を交付するもの
- 使用料及び手数料：公共施設などの利用料金や証明書発行に係る手数料など
- 国庫支出金：特定の事業を行う場合に、その経費に充てるために国から交付される負担金や補助金など
- 道 支 出 金：特定の事業を行う場合に、その経費に充てるために北海道から交付される負担金や補助金など
- 繰 入 金：財政調整のために行う基金（町の貯金）からの取崩金や、公共施設の建設費借入金の償還に充てるために設置された基金からの取崩金など
- 町 債：道路や学校など、多額の費用を要する財源に充てるために借り入れるもの（借金）
- そ の 他：地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、分担金及び負担金、財産収入、諸収入など



歳出・性質別 (主な予算区分の説明)

- 人 件 費：職員の給与や議員の報酬など
- 物 件 費：公共施設の光熱水費や除排雪経費、学校給食に要する材料費など
- 補 助 費 等：外部団体等に対する補助金や負担金など
- 公 債 費：長期に借入れた町債（借金）の返済金
- 繰 出 金：一般会計から特別会計や企業会計に対し、国の基準に基づき支出するものや、収支不足補てんのために支出するもの
- 投資的経費：道路・学校・公園等の社会資本の整備などに要する経費
- そ の 他：扶助費、維持補修費、積立金、貸付金、予備費の合計

一般会計から特別会計・
企業会計への繰出金の内訳

繰出先会計名		繰出金額	構成比
特別会計	国民健康保険事業特別会計	2億4,300万円	10.1%
	後期高齢者医療特別会計	8,205万円	3.4%
	介護保険事業特別会計	2億3,044万円	9.6%
	町営牧場特別会計	1,354万円	0.6%
	下水道事業特別会計	3億7,872万円	15.8%
	簡易水道事業特別会計	7,514万円	3.1%
企業会計	病院事業会計	13億7,873万円	57.4%
合 計		24億 162万円	100.0%

中標津町の借入金・基金残高の推移

※平成26年度及び27年度は、各年度末の見込み額です。

中標津町の借入金は、計画的な償還や借換え、新たな借入金の抑制により、平成23年度まで借入残高が減少してきましたが、平成24年度以降は、道路整備、学校建設、公園整備などの事業実施に伴う借入れのほか、地方交付税の不足分を賄うための借入れにより増加し、平成27年度末の残高は299億4,172万円となる見込みです。

また、町の貯金である基金は、公共施設の整備などに伴う財源不足や基金の活用目的に応じた取り崩しを行い、平成27年度末の残高は31億4,825万円となる見込みです。

年度	借 入 金 残 高 の 推 移				基金残高の推移
	一 般 会 計	特 別 会 計	企 業 会 計	全会計合計	一 般 会 計
23	150億1,816万円	65億9,561万円	59億1,723万円	275億3,100万円	40億1,208万円
24	152億2,129万円	66億1,007万円	57億8,858万円	276億1,994万円	39億2,897万円
25	155億1,156万円	65億8,081万円	56億6,991万円	277億6,228万円	41億 768万円
26	165億2,555万円	65億8,107万円	58億2,822万円	289億3,484万円	36億5,310万円
27	173億2,395万円	66億9,611万円	59億2,166万円	299億4,172万円	31億4,825万円

平成27年度予算の主な事業内容

政策	1. 参画と協働で未来を築くまちづくり 「まちづくり・行財政分野」	
内容	議会広報活動（議会報告会、議会だより発行等）	241万円
	タイムカプセル開封事業	6万円
	魅力発信交流事業（大学ゼミ・サークル誘致）	100万円
	農村集落コミュニティ振興事業補助（開陽開基百周年記念）	100万円
	会館建設事業補助（西竹町内会・旭第2町内会）	890万円
	北方領土返還対策（返還啓発、医療支援等）	1,726万円

政策	2. 健やかでやさしいまちづくり 「健康・福祉・医療分野」	
内容	子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等）	2,110万円
	児童センター整備事業（外構工事等）	5,880万円
	高齢者支援事業	855万円
	障がい者地域生活支援事業	1,848万円
	看護職員等確保対策経費	1,558万円
	国保特定検診・後期高齢者健康診査等実施事業（自己負担金無料化）	1,777万円

政策	3. 力みなぎる産業のまちづくり 「経済・産業分野」	
内容	農地台帳・地番図公表に要する経費	259万円
	新規就農者育成支援事業	1,583万円
	牛乳消費拡大推進委員会への負担金	100万円
	町有林間伐促進型CO2排出削減対策経費（J-クレジット販売開始・PR）	49万円
	親水広場舗装整備事業	2,997万円
	養老牛温泉開湯百年記念事業補助	150万円

政策	4. 利便性のある調和のとれたまちづくり 「生活基盤分野」	
内容	道路整備（改良・舗装）事業（市街地及び郊外路線）	5億1,550万円
	防雪柵設置事業	7,770万円
	ホームページ更新経費（スマートフォンへの対応等）	1,000万円
	景観形成推進・景観計画策定経費	568万円
	生活等バス運行経費（町有バス運行経費、武佐線バス入替等）	1億 354万円
	丸山公園整備事業（体育館建設工事等）	12億2,405万円

政策	5. 安全・安心で快適なまちづくり 「生活環境分野」	
内容	防災対策・危機管理対策経費（防災備蓄品・資機材・倉庫の整備、緊急情報メールの整備等）	1,359万円
	根室北部消防事務組合負担金（ビデオ喉頭鏡購入、女性消防団員の採用、通信指令施設更新等）	4億4,377万円
	消費生活活動経費（相談員設置等）	720万円
	上水道導（配）水管整備事業	1億7,146万円
	下水道施設の整備及び補修に要する経費（雨水管渠工事、終末処理場設備更新、不明水対策など）	6億 964万円
	白樺斎場に要する経費（外構工事、管理運営費等）	1,651万円

政策	6. 人が輝き歴史と文化を育むまちづくり 「教育・文化分野」	
内容	スクールバス等運行経費（14路線）	1億2,086万円
	計根別小中学校増改築事業	1億8,829万円
	町立学校記念事業（俵橋小学校100周年、計根別学園開校式）	20万円
	教育用コンピューターの整備に要する経費	3,349万円
	農業高校乳加工実習室改修事業（実施設計）	450万円
	開町70年記念事業補助（ウィーン少年合唱団コンサート）	100万円

町民1人あたりの行政経費 582,917円

平成27年2月28日現在の人口24,199人で、町民1人あたりの行政経費を算出しました。

お年寄り・子どもなどの福祉のために  89,573円	教育のために  55,833円	商工業のために  4,602円	農林業のために  31,944円	消防・救急活動に  18,338円
健康を守るために  66,622円	ごみの焼却やし尿処理に  30,187円	道路・排水・公園整備などに  107,407円	借入金返済に  61,407円	その他の町民サービスなどに  117,004円



はじめましょう 介護予防



中標津町地域包括支援センターでは、高齢者の方がいつまでも自分らしく、元気で活動的な生活が続けられるようにNPOなかしべつスポーツアカデミーと共催で「ふまねっと運動」や「脳トレ」などを組み合わせた認知症予防教室を開催するほか、介護予防に関する講座を随時開催します。みなさんの参加をお待ちしています。

- 〈日 時〉 毎月第2・4月曜日
午後1時30分～午後2時30分
- 〈場 所〉 中標津町総合福祉センター（プラット）
三世代交流室
- 〈参加対象〉 町内在住のおおむね65歳以上の方
要介護認定を受けている方はご遠慮願います
- 〈定 員〉 30名
- 〈参加費〉 無 料
- 〈その他〉 動きやすい服装、汗拭きタオルや飲料水があると
良いでしょう

◎申し込み方法

4月24日（金）までに電話（内線254・255）にてお申し込み
ください。2コース目以降は随時、広報紙でお知らせします。

認知症予防教室「脳いきいき教室」

	日 時	内 容
①	5月11日（月）	認知症予防についての講義等
②	5月25日（月）	ふまねっと運動
③	6月8日（月）	ふまねっと運動
④	6月22日（月）	ふまねっと運動
⑤	7月13日（月）	ふまねっと運動
⑥	7月27日（月）	ふまねっと運動
⑦	8月10日（月）	口腔ケアについて
⑧	8月24日（月）	脳活性化ゲーム等

※「ふまねっと」とは、50cm四方のマス目でできた大きな網（8マス×3マス）を床に敷き、網を踏まな
いようにマスをゆっくり歩く運動です。

申し込み・問い合わせは、地域包括支援センター（介護保健課 介護支援係）まで。

国民健康保険からのお知らせ ～平成27年4月から国民健康保険税が上がります～

国民健康保険は、健康保険などの被用者保険（企業などで雇用された方の医療保険）の加入者以外の方が全員加入する医療保険制度です。

国民健康保険税は加入されている世帯の皆さまからの国保税収入等でまかなわれています。

前回の税率改正は平成22年度に行われましたが、その際には、税額計算のひとつでありました資産割を廃止し、また、積み立てた財政調整基金の活用を前提に、毎年基金を取り崩して収入に充てることとし、全体的に税率を下げることができました。

このたび、その基金が底をつきそうな財政状況となることから、税率を改正しなくてはならない状況となりました。

詳しくは5月号に掲載いたしますが、改正の内容及び目安となる指標は次のとおりです。（26年度はいずれも見込数値となります）。

■国民健康保険税の改正内容

基礎課税額	改正前	改正後
賦課限度額	51万円	52万円
所得割	7.8%	8.3%
均等割	26,000円	27,000円
平等割	33,000円	33,000円

後期高齢者課税額	改正前	改正後
賦課限度額	16万円	17万円
所得割	1.9%	1.9%
均等割	6,400円	6,400円
平等割	7,000円	7,000円

介護課税額	改正前	改正後
賦課限度額	14万円	16万円
所得割	1.3%	1.8%
均等割	6,300円	8,000円
平等割	7,000円	8,000円

※太字部分が変更となりますが、賦課限度額の改正後の額は、今後条例改正が必要です。

■平均税額

平均税額	改正前	改正後
一世帯当たり	185,733	199,016
一人当たり	97,776	104,131

■年度別医療費と国保税

（一人当たり：円）

年	医療費等※1	国保税※2
22	257,168	97,040
23	260,457	97,827
24	270,567	96,157
25	282,638	98,037
26	279,353	97,776
27	269,031	104,131

※26・27年は見込

※1 医療費等は後期高齢者支援金含む

※2 国保税は介護納付金分を除く

■基金取り崩し額の推移

年	取崩額（千円）	年	取崩額（千円）
22	138,000	25	162,284
23	117,590	26	204,416
24	119,916	27	0

65歳以上の
の
皆さんへ

みんなで支え合う介護保険

平成27年4月から 介護保険料が見直されました!

第1号被保険者(65歳以上の方)介護保険料の改正ポイント

①保険料基準額の見直し

基準年額 56,400円 から 52,800円

(基準月額 4,700円 から 4,400円)

に改定されました。

②保険料段階の改正

国から示された新たな標準段階を基に保険料段階を改正し、更に、第5期介護保険事業計画において設定しました課税者区分の細分化を引き継ぎ、収入状況に応じた負担となるよう保険料段階を設定しました。

具体的には、改正前の「第1・2段階」を「第1段階」に統合し、以降の段階名を順次変更しているため、段階数は改正前の9段階（軽減分を除く）から10段階となっています。

なお、改正後の「第2段階」以降の各段階における「所得要件」や「世帯の課税区分」などについては、改正前と変更ありません。

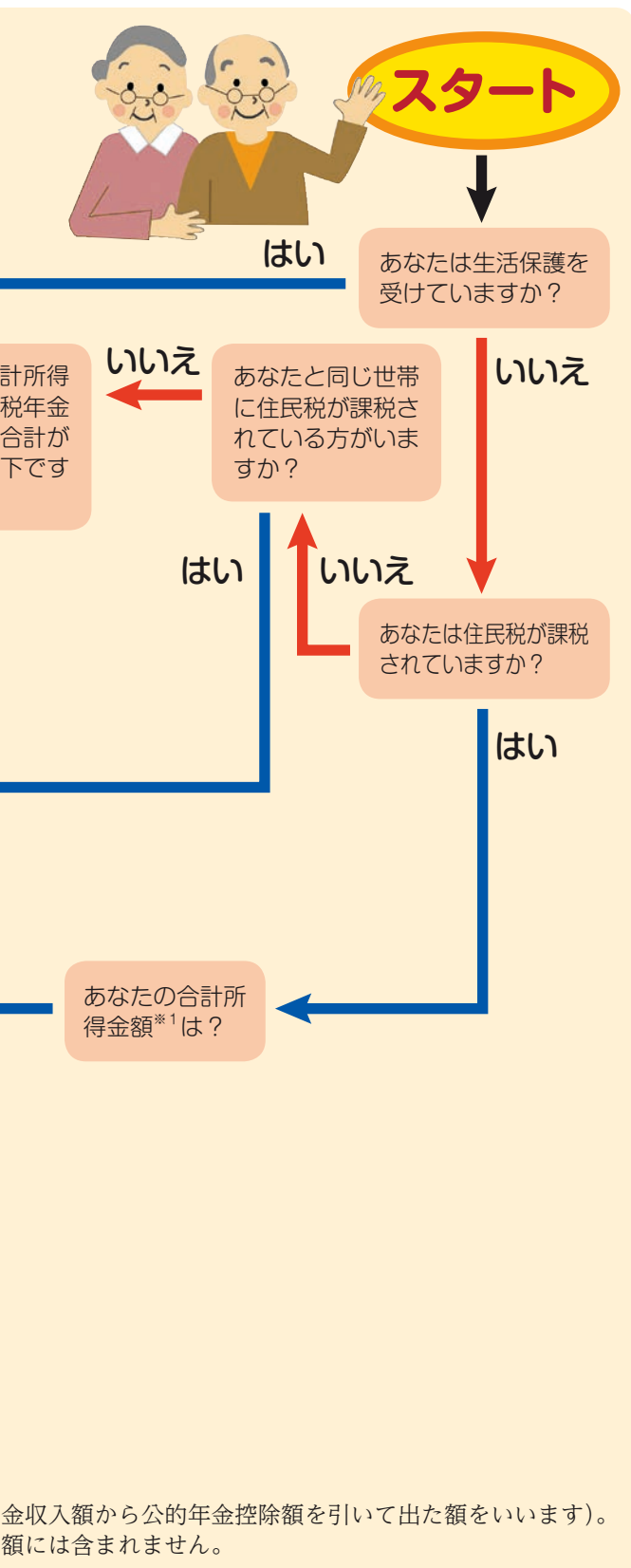
改正前 (平成24～26年度)		改正後 (平成27～29年度)	
第1段階	生活保護を受けている方	第1段階 (統合)	生活保護を受けている方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の方		世帯全員が住民税非課税で本人の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下の方

介護保険制度の説明会に

「まちづくり出前講座」

をご利用ください!

役場の職員が皆さんの指定するところへうかがい、わかりやすくお話しをする「まちづくり出前講座」を開催していますので、介護保険制度・介護保険の利用状況などについて質問等がある場合は、ぜひご利用ください。



問い合わせは、介護保険課 介護保険係まで。

平成12年4月にスタートした介護保険制度。高齢者の方や実際に介護が必要と認定された方、介護をされているご家族の方へのアンケートなどを基に、町民や保健・福祉・医療関係機関代表とで構成する「高齢者福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会」において、より利用しやすい制度の内容や保険料を検討し、平成27年度から平成29年度までの期間の「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定しました。65歳以上の方の介護保険料はこの計画により算定されており、3年ごとに見直しを行っています。

本町の介護保険の状況は、平成12年の制度開始以来、在宅サービスの需要の増加に応える形で新規事業所の参入や定員の増員など基盤整備が図られ、施設サービスにおいても特別養護老人ホームの増設が行われるなど、利用しやすい環境が整備されてきています。

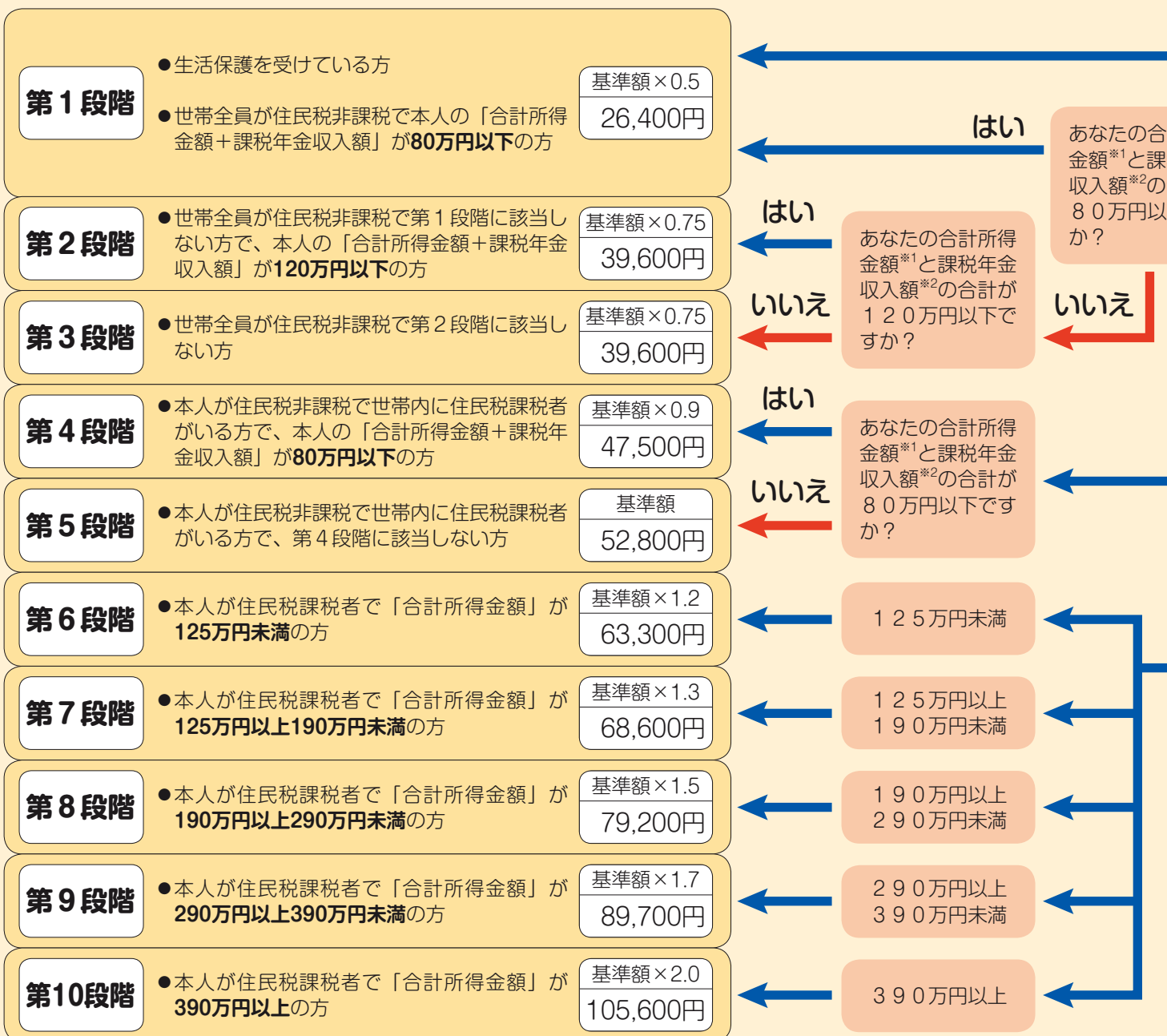
新たな介護保険料は、介護報酬の引き下げや全道の中でも低く推移している高齢化率・認定率の影響もあり、基準額で月額4,400円と第5期介護保険事業計画期間と比較し300円の減額となりました。

介護保険制度は皆さんの介護保険料によって支えられている制度です。ご理解とご協力をお願いします。

あなたの介護保険料は？(年額)

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、所得に応じた負担となるよう、基準額(第5段階)を基に、10段階に設定しています。賦課期日(4月1日)の年の「前年の年金収入額や合計所得金額及び世帯の課税状況」などに応じて次のとおりとなります。

(平成27年度～平成29年度までの保険料／年額)



《用語解説》

※1 合計所得金額とは …… 収入金額から必要経費などに相当する金額を控除した額をいいます(年金収入のみの方であれば年

※2 課税年金収入額とは …… 老齢退職年金などの収入額をいいます。障害年金や遺族年金は税法上、非課税扱いとなりこの収入



じゃがいもずきん
「ききぼう」くん

中標津町緊急情報メール(キキボウ) 登録方法変更のお知らせ

中標津町では、緊急周知が必要なことが発生した場合など、住民への情報伝達としてメール配信を行っています。平成27年度から登録方法が変わりましたので、新規にメール配信を希望される方は、下記の方法でメールアドレスの登録をお願いします。

●登録方法

①下記メールアドレスへ空メール（件名や本文に何も記入しない）を送信してください。

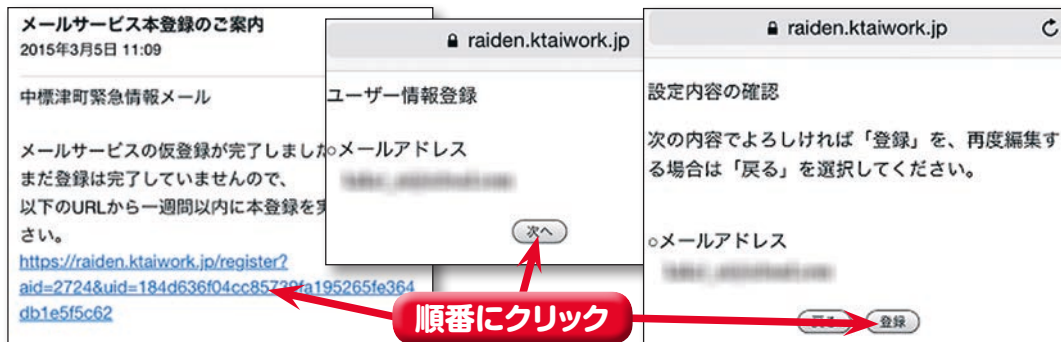
nakashibetsu@raiden.ktaiwork.jp



注意1 このアドレスは登録・解除専用のメールアドレスです。配信に使用するメールアドレスは、@以下が「raiden.ktaiwork.jp」と「nakashibetsu.jp」です。

注意2 迷惑メール設定などで受信制限をしている人は、「raiden.ktaiwork.jp」と「nakashibetsu.jp」からのメールを受信できるようにドメイン設定してから空メールを送信してください。
やり方がわからない場合は、広報紙と携帯電話を持って携帯会社の窓口へご相談ください。

②空メールを送信すると、仮登録されます。本登録の案内メールを送信しますので、記載されているURLをクリックし、本登録を完了させてください。



登録を解除する場合も登録用メールアドレスあてに空メールを送信してください。

●すでにキキボウへ登録されている方へ

- ・すでに登録されているメールアドレスは、5月7日に新しいシステムへ自動的に移行します。配信に使用するメールアドレスは変更ありませんので、設定変更をする必要はありません。
- ・5月7日に新システムからのメール配信テストを行います。メールが届かなかった場合、お手数ですが上記登録方法から再度登録をお願いします。

ご不明な点がございましたら総務課 防災係窓口へご来庁ください。

『AFくらぶ』会員募集のご案内

畜産食品加工研修センターでは、平成27年度「AFくらぶ」会員の募集をします。

「AFくらぶ」とは、研修センターの製品（地元の牛乳で作った乳製品、道東産の肉で作った肉製品）をご愛顧いただく会で、店頭販売していない製品を数多く販売しています。

募集期間 4月8日(月)～4月12日(金)

募集人数 50名程度

頒布期間 平成27年6月～平成28年3月（毎月又はお好きな月を選んで購入できます）

主な製品内容

チーズ（8種類）、ウィンナーソーセージ（8種類）、ビーフジャーキー（2種類）、フライシュケーゼ（2種類）、ポロニアソーセージ、ベーコン、ハム入ソーセージ、ロースハム、ローストビーフ、スモークビーフ、ヨーグルト
（上記の製品をセットにし、月替えて頒布します）



案内書を希望する方は、研修センターまで問い合わせください。（土日除く）

申し込みは、畜産食品加工研修センター ☎78-2216まで。

地域おこし協力隊が行く！

其の
11

PRは一部でしたが、メディアや旅行会社が「道東」そして「中標津町」をどう思っているのかを改めて知る良い機会になりました。

＜商談会でよく聞かれたこと・よく耳にした言葉＞

- ・世の中の旅行好きは有名観光地には行き飽きてきており、新たな観光地を探している。
- ・秘境の道東は気になっているが、情報が少なく初めて行くには勇気がいり、入りづらい…
- ・「中標津町」の名前を知っている人は多かったが、空港の存在を知らない人もいた。
- ・宿泊施設が充実していること、温泉があること、食べ物が美味しいことも知らない。

PRするに当たり、野付半島の凍った海の写真やパンフレットの牧草地の写真を見せると、だれもが驚き、感動しました。道東に当たり前にある美しい景色をまだ知らない人が多くいます。「遠くの海外より近くの日本だ！」と言いたかった（泣）情報発信は私の仕事。まだまだです。

今観光客が求めている事は、実際に自分の目で見て、自分の手で触って「体験する」こと、また地元の人たちと一緒に体験しながらお話をして「交流する」ことです。ただ観光地をせわしなく見て回るだけの観光はもう古い！との声も聞かれます。

先日、友人が中標津へ遊びにきた時のお話ですが、旅行中は天気が悪く、周辺地域や中標津の美しい景色を見ることができませんでした。

そこで急遽、いつも仕事でお世話になっている「畜産食品加工研修センター」へ、加工現場や熟成庫を見せていただけないかと無理を承知をお願いをしました。皆さんお仕事があるにも関わらず、快く承諾していただき、センターの職員さんからもチーズのお話を聞くことができました。

帰り際に何が一番楽しかったかと聞くと、チーズの熟成庫を初めて見る事ができたこと、そしてなにより、突然の訪問にも関わらず暖かく迎え入れてくれ、チーズ職人さんとお話をできたことが一番楽しかったと言っていました。見て、触って「体験」し、地元の人にお話を聞いて「交流」する。そういったものを、旅する人が旅先で求めているのだと感じました。

私も中標津に来てもうすぐ10ヶ月、何気なく通過した道路から見える綺麗にまっすぐ配列された防風林、突然現れる鹿やキツネ、飲み屋さんに行くとき気軽に声をかけて仲良くなってしまうおじ様たち、どんなに雪が積もっても吹雪いても何もなく定刻通り席に座って仕事をする凛々しい中標津の人々、アパートの住人全員で行う雪かき、おすそ分けの野菜や魚、搾りたての牛乳！その辺で採れる山菜、こんなにも「豊か」なことはありません！こんな中標津でのごく当たり前の日常が、私は大好きです☆

特別なものを作る必要もなく、特別扱いしたり、着飾ったりする必要もなく、ここでの日常をお客さんに見せて、「いいでしょう？」と自慢してあげてください！

そして今後、今ある中標津の当たり前の出来事（素材）を上手にお客様へ「体験」×「交流」させてあげられるように、常にアンテナを張って活動していきたいと思います。



中標津町地域おこし協力隊

おやまつ あさこ

親松 麻子（役場経済振興課内）

メールアドレス oyamatsu@kaiyoudai.jp



住宅用太陽光発電システムを設置される方に設置費の一部を補助します

補助対象となる住宅用太陽光発電システムとは、住宅の屋根等に設置した太陽光発電設備により発電した電気を低圧発電線と逆潮流有りで連係することにより利用するシステムで、太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力）の合計値が10kw未満のものです。

●補助対象者は次の項目すべてに該当する方です。

- ①町内に住所を有する方（設置報告書提出時まで既に町に転入し、住所を有する予定の方を含む）
- ②平成28年2月末日までに、町内において自ら居住する住宅に新たに住宅用太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するため住宅用太陽光発電付きの住宅（新築のものに限る）を購入する方
- ③本人及び同居の家族が町税等を滞納していない方
- ④町外の事業者が工事を施工する場合においては、町内の事業者が建設工事または電気工事に携わること

●補助金の額 1kwあたり3万円を乗じて得た額で、補助金の額の上限は15万円

●受付 4月1日(水)から受付を開始し、20件に達し次第受付終了

なお、事業目的に行われているものを除き、太陽光発電設備を家事用資産として使用し、余剰電力を売却しているような場合には、その売電収入は、雑所得に該当します。

詳しくは、生活課 環境衛生係まで。



・登校、通勤時間帯の出勤に対応可能な方
募集人数 2名
任期
平成28年3月31日まで（再任あり）
応募方法
履歴書を提出してください。
詳しくは、生活課 交通町民相談係まで。

家庭菜園の入園者募集

町では、家庭菜園の入園者を募集しています。5月中旬から10月下旬まで使用でき、町内に居住する（住民票を有する）方ならどなたでも利用することができます。使用料は1区画2,000円です。
詳しくは、生活課 交通町民相談係まで。

児童手当について

次の異動があった場合は、15日以内に児童手当の手続きが必要です。

- 出生
 - 転入・転出
 - 公務員になったとき・退職したとき
 - 児童福祉施設等に入所・退所したとき
 - 養育する児童が増減したとき
- ※中学生までの子どもを養育していて、受給していない方は問い合わせください。

（公務員の方は事業所から支給）
乳幼児等医療費受給者証について
出生・転入・転出などの異動があったときは、乳幼児等医療費受給者証の手続きが必要です。
また、小学1～6年生が入院した場合、医療費の助成が受けられます。自己負担額3割を負担した入院の場合は申請してください。
詳しくは、子育て支援室 子育て給付係まで。

水道の手続きはお済みですか

新しく当町にお住まいになった方や、町内で引っ越しされた方は、水道の使用開始・終了の申し込みが必要です。電話での申し込みもできますので、忘れずに手続きをお願いします。
申し込みがないまま水道を使用すると、水道の無断使用となります。
これから転居される方は、転居日が決まっていれば事前の申し込みも可能です。お引越しの際は、必ず室内の元栓を落としてから退去してください。
最近、役場から委託されたかのように、ご家庭に水質検査や浄水器等の販売をしている業者が出回っています。上下水道課では、検査・販売は実施していません。不信・不用と感じたときは、はっきりと断りましょう。
手続きや問い合わせは、上下水道課業務係まで。

下水汚泥たい肥「^{かんそ}還甦」を配布します

春用たい肥として町民の皆さんに下水汚泥たい肥「還甦」を配布します。

ご希望の方は、たい肥を入れる袋（肥料袋等）をご持参ください（ご家庭の花壇、葉物野菜等の補助肥料に適していると思われます）。数量を制限していますのでご了承ください。
配布日時 4月15日(水)～24日(金)
午前10時～午後3時
(土日含む)
配布場所 中標津下水終末処理場
(東35条北6丁目1番地)
問い合わせは、上下水道課 下水道係まで。

年金相談所の開設について

開設日時
5月12日(火) 午後1時～午後5時
5月13日(水) 午前9時～午後2時
開設場所
中標津町役場会議室
予約受付期間
4月13日(月)～4月30日(木)
予約申し込みは、釧路年金事務所
☎0154-61-6000まで。

新規年金受給者説明会の開催

平成27年度から、新規年金受給者のための説明会を下記日程で開催します。予約は必要ありません。参加される場合は、年金証書が届いてから「届出・手続きの手引き」(冊子)を持参してください。
開催日程 平成27年6月3日(水)
8月5日(水)
10月7日(水)
12月2日(水)
平成28年2月3日(水)
開催場所 中標津町役場会議室
開催時間 午後1時15分～午後2時
問い合わせは、釧路年金事務所
☎0154-61-6001まで。

開陽台展望館オープンのお知らせ

「開陽台展望館」のオープンは下記のとおりです。
日時 4月29日(水) 午前9時
詳しくは、経済振興課 観光振興係まで。

中標津空港からのお知らせ

中標津空港へ車でこられる利用者には、無料駐車場（389台収容）をご利用いただいておりますが、4月下旬から5月初旬にかけての連休時は大変混雑します。車両誘導にも全力は尽くしていますが、毎年ご不便をおかけしています。ついては、混雑緩和のため、公共バス、タクシーまたは家族の送迎をご利用いただくなど、利用に際してはご協力をお願いします。
問い合わせは、北海道中標津空港管理事務所 ☎72-2043まで。

エゾシカに注意！

市街地でも見かけるエゾシカは、大変臆病な野生動物なので、人に危害を加えることはまずありません。街中で

の捕獲は大変難しく、また、爆竹などでの追い払いは、驚いたシカが道路に飛び出し、交通事故を誘発する恐れがあります。

町では、毎年約千頭のエゾシカを駆除し、個体数を減らすよう努めています。街中でエゾシカを見かけても近寄ったり、驚かすような行為はしないでください。
また、庭木等の食害に対しては、ネットを張る・忌避剤を散布するなどの対策もあります。
詳しくは、農林課 自然環境係まで。

春の全道火災予防運動を実施

消防署では、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを重点目標に4月20日から30日まで春の全道火災予防運動を実施します。
運動初日には、中標津消防団をはじめ、各婦人防火クラブ、幼年消防クラブの協力により大型店舗前で「消防署だより」を配布し火災予防の呼びかけを行うほか、期間中には消防車両による広報活動を実施しますので、皆さんのご協力をお願いします。
詳しくは、中標津消防署 予防課予防係 ☎72-2181まで。

全国農地ナビの運用がスタートしました

平成26年の農地法改正により農地台帳が法定化され、公表が義務付けされました。農地台帳は農地の有効利用を進めるために農業委員会が整備するもので、町の関係部局や北海道の関係機関と連携しながら農地の利用調整に役立てます。
公表の方法は、インターネットによる全国農地ナビの利用と農業委員会窓口での閲覧等です。
公表の範囲は農林水産省が定めた事項で、インターネットで公表されるのは、農地の所在や面積などで所有者の氏名は公表されません。なお、窓口における閲覧等は手数料が必要です。
窓口における閲覧等の手数料
農地台帳記録事項要約書の交付 1筆につき100円
農地台帳の閲覧 1筆につき200円
詳しくは、農業委員会 事務局まで。

東日本大震災義援金受付の延長

この度、東日本大震災義援金の受付が平成28年3月31日(木)まで再度延長されましたので、引き続き皆さんのご理解とご協力をお願いします。

北海道知事・北海道議会議員選挙の投票日は4月12日(日)です。
投票日に都合がつかない方は期日前投票ができます。
詳しくは中標津町 選挙管理委員会まで。

広報中標津5月号の発行予定日は、5月7日(木)です。



健康

保健センターからのお知らせ

パパママ教室のお知らせ

保健センターの保健師や、町立中標津病院の助産師などが講師となり、初めて親となる方を対象に、パパママ教室を開催しています。出産予定日が近い方を対象としており、教室を通じた交流の場にもなっています。

対象 平成27年8月～平成28年7月出産予定の方

プログラム

- 1 課「妊娠中の生活や母乳について」
午後1時45分～午後4時
- 2 課「妊娠中の食事・歯の健康」
午後1時15分～午後3時40分
- 3 課「産後の生活・お風呂実習・妊婦体験」 午後7時～午後8時45分
- 4 課「お産について」
午後7時～午後8時30分

日程 (予定)

出産予定月	1 課	2 課	3 課	4 課
8～9月	5/7	5/13	5/22	5/29
10～11月	7/8	7/15	7/24	7/31
12月～ 28年1月	9/7	9/15	10/2	10/9
28年2～3月	10/30	11/13	11/20	11/27
〃 4～5月	1/8	1/20	1/29	2/5
〃 6～7月	2/17	3/2	3/11	3/18

※日程は変更する場合があります。

場所 中標津町保健センター

持ち物 母子健康手帳

※全て予約制です。日程が近づいたら対象者の方に郵送でご案内します。

問い合わせは、中標津町保健センター ☎72-2733まで。

骨粗鬆症検診のお知らせ(5月分)

実施期間 5月1日～29日

毎週火～金曜日

対象 20歳以上の女性

内容 問診、骨密度測定(腰椎、大腿(太もも)骨)、診察

料金 2,600円

(70歳以上は1,300円)

中標津町国民健康保険加入者・生活保護の方は無料

定員 1日2名(午前11時から)

実施場所 町立中標津病院 整形外科

申込締切 4月20日(月)

申し込みは、中標津町保健センター ☎72-2733まで。

がん検診無料クーポン 対象年齢のお知らせ

特定の年齢に達した方に対して、子宮頸がん、乳がん検診及び大腸がん検診の無料クーポン券を5月下旬頃に送付予定です。対象者は生年月日が次の

方です。

子宮頸がん検診(20歳)

平成6年4月2日～平成7年4月1日

乳がん検診(40歳)

昭和49年4月2日～昭和50年4月1日

大腸がん検診(40・45・50・55・60歳)

昭和49年4月2日～昭和50年4月1日

昭和44年4月2日～昭和45年4月1日

昭和39年4月2日～昭和40年4月1日

昭和34年4月2日～昭和35年4月1日

昭和29年4月2日～昭和30年4月1日

問い合わせは、中標津町保健センター ☎72-2733まで。



税金

町税・国民健康保険税の納付には 口座振替をご利用ください

町道民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納付には、口座振替(自動払込)が便利です。
申込方法

町内にある金融機関・農協・ゆうちょ銀行(郵便局)にある「口座振替(自動払込)依頼書」に押印、必要事項を記載のうえ、振替希望の金融機関へ提出してください。

申し込みに必要なもの

・預貯金通帳、通帳の届出印

～振替可能金融機関～

大地みらい信用金庫・北洋銀行・北海道銀行・北海道労働金庫・釧路信用組合の本・支店、中標津町農協・計根別農協、ゆうちょ銀行(郵便局)全店

振替日について

口座振替日については、「各税目の納期日ごとの振替」または「各税目第1期の納期日に全期分振替」どちらかを選択できます。なお、振替不能時における再振替は行いませんので、振替日の前日には残高の確認をお願いします。

<夜間相談窓口>

夜間相談日

4月16日(木) 午後6時～午後8時

平日の昼間に時間がとれない方は、夜間に納税相談窓口を開設しますのでご利用ください。なお、当日窓口では町税・国民健康保険税以外は納めることができません。

平成27年度は固定資産の 評価替え年度です

固定資産税及び都市計画税にかかる土地と家屋の価格は、地方税法の規定により3年に一度見直し(評価替え)を行っています。今年度はその評価替えの年度となるため、3年間の価格変動を反映させた評価額に見直し、固定資産税台帳に登録しています。

【課税台帳の閲覧及び価格等の縦覧】

日時 4月1日～6月1日

午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日・祝日を除く)

場所 税務課

必要なもの 運転免許証等本人確認できる書類、代理人・法人の場合は委任状

※納税通知書の発送は、5月1日(金)を予定しています。

詳しくは、税務課 資産税係まで。



一般

ごみ収集のお知らせ

4月29日(水)は祝日ですが、ごみの収集及び最終処分場での受入を行います。また、ゴールデンウィーク期間中のごみの収集は次のとおりです。

日程	ごみ収集	最終処分場
5月3日(日)	休み	休み
5月4日(月)	休み	午前中のみ
5月5日(火)	休み	休み
5月6日(水)	休み	午前中のみ

詳しくは、生活課 環境衛生係まで。

白樺斎場が供用開始されました

中標津町・標津町・別海町の3町で運営している中標津町外2町葬斎組合で建設していた白樺斎場増改築事業の本体工事が完了し、4月1日から供用を開始しました。なお、4月1日から白樺斎場、別海斎場の利用が下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

開場時間 午前9時～午後5時

休日 友引、12月31日、1月1日

火葬料金

区分	火葬料金
12歳以上	12,000円
12歳未満及び胎児	9,000円
上肢・下肢身体の一部及び産わい物	1,200円

詳しくは、生活課 環境衛生係まで。

無料法律相談のお知らせ

中標津町では、弁護士が専門的にアドバイスしてくれる無料法律相談を実施しています。

日時 5月19日(火)

午前10時30分～午後3時

場所 中標津町役場 会議室

相談員 高橋 哲也 弁護士

定員 7名

※5月1日(金)から先着順に受け付け、定員になり次第締め切ります。

詳しくは、生活課 交通町民相談係まで。

交通安全指導員を募集します

主な活動は、春夏秋冬の交通安全運動期間(各10日間)における登校・通勤時間帯の交通指導やイベント開催時の交通整理、街頭啓発への参加活動などです。

応募資格

・普通運転免許を所持している75歳未満の町民

● 思いやりとふれあいのまちづくりを応援します!! ●

平成24年に制定された中標津町自治基本条例では、「情報共有・町民参加・協働」という自治の基本原則が決められており、中標津町の自治はこれに基づいてすすめられます。原則の3つ目にある「協働」とは、町民・議会・行政が対等な立場で理解しあい、ともに汗をかき、住みよいまちづくりを目指すことです。個性的で魅力的なまちづくりを行うために、町民が参画し、さらには主体となる協働のまちづくりが求められます。

このようなことから、以下の制度により思いやりとふれあいのまちづくりを応援します。

● フロンティア事業推進補助金(町)

町では、地域のために活動していただけるリーダーの育成や、住民参加のまちづくりの推進を図ることを目的として、フロンティア基金を活用し、各分野における人材の育成及び町民が新たに取り組む事業など、自主的な活動に要する経費の一部を補助します。

■対象事業：①人材育成事業 ②交流推進事業
③コミュニティ推進事業
④地域、産業おこし事業など

■補助率：事業費の2分の1以内(補助金：5～10万円)
※申請を希望される場合は、5月15日(金)までに相談ください。

● 地域づくり総合交付金 「地域づくり推進事業」(北海道)

北海道根室振興局では、地域の特色を活かした様々なまちづくり活動や産業の振興・環境の保全などの取り組みに要する経費の一部に対し、交付金を交付します。

昨年度は、「長距離遊歩道(北根室ランチウェイ)の利用促進事業」、「商農工連携中標津の食ブランド創造及び食育事業」、「養老牛温泉100周年観光づくり事業」などに対して交付されています。

■補助率：事業費の2分の1以内(補助金：10～300万円)

具体的な事業内容など詳しくは、経済振興課 地域振興係までご相談ください。

● 地域まちづくり事業補助金

地域まちづくり事業補助金は、都市計画マスタープランにおける地域別のまちづくり構想等の実現に向けて、地域自ら取り組むまちづくり事業に対し、予算の範囲内で補助します。地域まちづくり活動にご活用ください。

■対象者：都市計画マスタープランに沿った、営利を目的としない団体・町内会等

■対象事業：都市計画マスタープランの地域別まちづくり構想の方針に基づくもの

①地域町民が身近な地域のまちづくりに自発的に関わるための事業
②地域の特性を踏まえた都市づくりやまちづくりを進めるための事業など

【代表的な例】憩いの場づくり事業、花と緑・景観づくり事業、自然環境・ふれあい推進事業、コミュニティ・交流活動推進事業など、内容等を事前に審査し決定します。

■補助率：事業費の10分の6以内 ■予算額：補助金総額100万円

具体的な事業内容など詳しくは、都市住宅課 街づくり推進係までご相談ください。

● 社会貢献活動原材料支給制度

町では、企業や町内会・町民活動団体との協働を推進するため、企業等が行なう環境整備などの社会貢献活動に必要な原材料の一部を予算の範囲内で支援します。

今年度中に社会貢献活動を計画している企業・町内会・町民活動団体は4月30日(木)までに手続きが必要です。

詳しくは企画課 協働推進係までご相談ください。



空港敷地内花壇整備

●●● 町立中標津病院からのお知らせ ●●●

当院の眼科は、北大眼科からの常勤医師の派遣が3月末で終了し、4月1日以降は出張医による診療体制となりました。

月曜日(午後)と火曜日(午前)は完全予約制で、新規の患者受付は行いません。水曜日は、午前中に一般外来を行います。受付状況により受付時間を早期に終了することがあります。木曜日は休診、金曜日は不定期に診療日を設けますが、この診療日は、前月末日までに外来診療体制表やホームページでお知らせします。

●眼科診療体制(平成27年4月1日から)

体制	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	休診	出張医師(完全予約制)	出張医師	休診	不定期診療
午後	出張医師(完全予約制)	休診	検査	休診	不定期診療

問い合わせは、町立中標津病院 医事課 ☎72-8200まで。

平成27年
4
VOL.628

中標津
なかしべつ
(毎月5日発行)

※広報紙に掲載された写真をご希望の方は、データ(JPEG)で提供しますので総務課情報推進・広報調査係までご連絡ください。



2月28日現在住民登録人口

町の人口	24,199 (ー11)
男	11,833 (ー2)
女	12,366 (ー9)
世帯数	10,979 (ー13)
()内は前月比	

誕生 19人 死亡 17人 転入 42人 転出 55人



広報中標津は、環境保護のため道産間伐材と古紙を配合した用紙および100%植物油型インキ「ナチュラルス100」を使用しています。